

◆滋賀県と県内すべての市町から事業主の皆様へ重要なお知らせです◆

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成 28 年度から所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

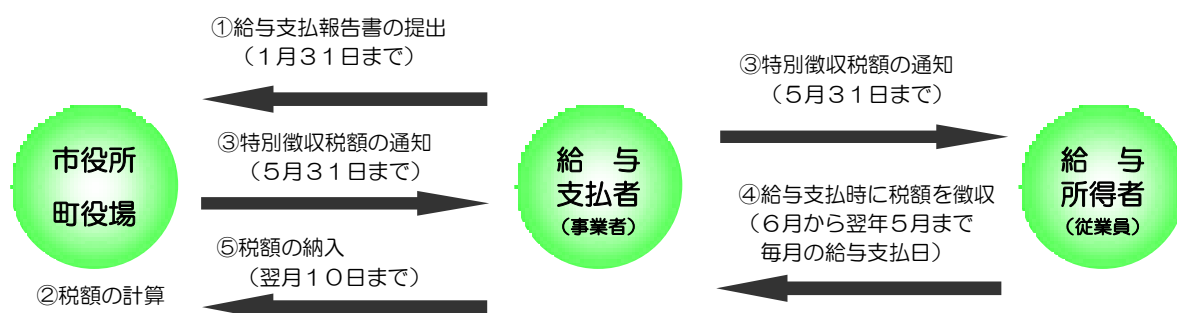
まだ特別徴収を実施していただいていない事業者の方は準備いただきますようお願いします。

特別徴収制度とは

- 個人住民税（市町民税、県民税）の特別徴収制度は、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。
- 地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のしくみ

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を各市町よりお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただきます。
- 従業員が常時10名未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を2回とすることができます。



特別徴収のメリット

- 給与所得者（従業員）は…
 - ◎毎月、給与から徴収（引き去り）されるため、納め忘れがありません。
 - ◎納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
 - ◎納期が、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。
- 給与支払者（事業者）は…
 - ◎市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

特別徴収の手続き

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下の特別徴収義務者指定番号（給与支払者番号）の欄の「新規」を○で囲んでいただくか、または、朱書きで『特別徴収へ切替え』と記載の上、各市町にご提出ください。

※ 制度上は、市町が指定等を行うことで特別徴収する義務が生じますが、手続きがスムーズに進むよう、記載していただくこととしていますので、よろしくをお願いします。

制度や手続について詳しくは、各市町の個人住民税担当、もしくは以下の電話番号までお問い合わせください。

◆滋賀県総務部税政課 電話077-528-3215